

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

臨時職員等就業規則

規程第7号

平成28年7月27日

第2回理事会決定

第3回理事会改正

第13回理事会改正

第17回理事会改正

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の臨時職員等の就業に関する事項を定めるものである。

2 臨時職員等の就業に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(臨時職員等の定義)

第2条 この規則で臨時職員等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 補助的に本協会の業務に従事する者として採用され、雇用期間を1年以内とされて常勤的に勤務している者（以下「常勤臨時職員」という。）、又は勤務時間が常時勤務者の4分の3未満とする雇用契約の者（以下「臨時職員」という。）。)

(2) 通訳等の技術又は高度の知識を有し、これを生かした業務に就く者として採用され、前号と同様な勤務形態の者（以下「常勤臨時嘱託職員」及び「臨時嘱託職員」という。）。)

(3) 情報収集又は遺骨収集派遣団の要員として、年度単位で採用され、派遣期間とその前後の数日のみ雇用され、事業単位で派遣員として従事する者（以下「事業単位派遣員」という。）。)

(採用)

第3条 専務理事は、臨時職員等を採用することができる。

2 採用手続は、職員就業規則第5条から第13条までの規定を準用する。ただし、非常勤臨時職員又は非常勤嘱託職員（以下「非常勤臨時職員等」という。）は、この手続の一部又は全部を省略することができる。

(遵守義務)

第4条 臨時職員等の規則等の遵守義務については、職員就業規則第3条の規定を準用する。

(服務)

第5条 臨時職員等の服務については、職員就業規則第14条から第18条までの規定を準用する。

2 事業単位派遣員又は臨時嘱託職員で、年間の合計勤務日数が200日に至らないと見込める者

については、第16条兼業制限規定を適用しない。

(勤務)

第6条 臨時職員等の出勤日における勤務については、職員就業規則第19条から第29条までの規定を準用する。

2 前項の場合において、「給与規定」とあるのは、第13条に定める給与の規定に読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

第7条 常勤臨時職員等（第2条の「常勤臨時職員」及び「常勤臨時嘱託職員」をいう。）の年次有給休暇は、毎年1月1日から12月31日までの期間を1年度として付与する。

(1) 新たに採用された者については、採用の日から起算して3か月目より、前2か月における所定勤務日数の8割以上勤務した場合に限り、その年の12月31日までの間、1か月につき1日の有給休暇を付与する。

(2) 前号の規定により有給休暇を付与された者が12月31日現在、所定勤務日数の8割以上を勤務し、雇用を更新された者については、更新前の雇用期間を通算して取り扱う。この場合、次年度には12日の有給休暇を付与し、以後、1年を経過するごとに2日を加算し、16日を限度としてこれを付与する。

(3) 前号の規定にかかわらず、12月31日現在、出勤率が所定勤務日数の8割未満のときは、次年度の有給休暇は付与しない。

(4) 1年度における年次休暇の16日を越えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）は翌年度に繰り越すことができる。

(5) 年次有給休暇の付与単位及び手続については、職員就業規則第32条の規定を準用する。

2 非常勤臨時職員等の年次休暇は、パートタイム労働指針（平成15年厚生労働省告示第118号）別表（第3の1の（4）関係）による。

(特別有給休暇)

第8条 常勤臨時職員等の特別有給休暇は、特別休暇及び夏期休暇とする。

2 常勤臨時職員等は、次の各号の一に該当する事由により休暇を申請し、承認を得たときは、それぞれに定められた期間の特別休暇を受けることができる。ただし、特別休暇期間中に休日が入在するときは、その休日は特別休暇の日数に通算する。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 配偶者又は父母（養父母を含む）が死亡したとき | 7日 |
| (2) 子が死亡したとき | 5日 |
| (3) 祖父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡したとき | 3日 |
| (4) 孫が死亡したとき | 1日 |
| (5) 天災、交通事故その他不可抗力により出勤できないとき | 必要時数 |
| (6) 公民権の行使又は義務の履行 | 必要時数 |

3 その年の4月1日以前に採用された常勤臨時職員等は、7月1日から9月30日までの期間内に連続3日を限度として夏期休暇を請求できる。ただし、期間内に請求しない場合は消滅する。

4 特別有給休暇の手続については、職員就業規則第33条5項の規定を準用する。

(生理休暇)

第9条 女子臨時職員等で生理日の勤務が著しく困難な者から請求があったときは、職員就業規則第34条の規定を準用する。

2 生理休暇の取扱いを望まないときは、第7条に規定する年次有給休暇の範囲内で振り替えることができる。

(傷病休暇)

第10条 傷病休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務できないとき年間10日の範囲内でこれを認める。ただし、無給とする。

2 傷病休暇の取扱いを望まないときは、第7条に規定する年次有給休暇の範囲内で振り替えることができる。

(産前産後の休業)

第11条 常勤臨時職員等の産前産後の休業については、職員就業規則第35条の規定を準用する。

(出張)

第12条 常勤臨時職員等の出張については、職員就業規則第43条及び第44条の規定を準用する。

(給与)

第13条 臨時職員等の給与については、別に定める。

(社会保険)

第13条の2 事業単位派遣員又は臨時嘱託職員で、年間の合計勤務日数が125日を超える見込みの者については、協会職員として各種公的社会保険を適用する。

(雇用期間)

第14条 臨時職員等は1年以内の雇用期間を定めて採用される。

2 前項の雇用期間は、満了の翌日をもって更新することができる。

(退職又は解雇)

第15条 臨時職員等が、次の各号の一に該当するときは、その日をもって退職又は解雇とする。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき。
- (2) 雇用期間が満了したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 職員就業規則第49条の規定に該当したとき。

(懲戒処分)

第15条の2 臨時職員についても職員就業規則第66条、第67条及び第68条の規定を準用する。

(退職願)

第16条 常勤臨時職員等が自己の都合により退職する場合の手續は、職員就業規則第48条の規定を準用する。

(報奨金)

第17条 常勤臨時職員等であつて勤務成績が良好な者については、別に定める報奨金を支給することができる。

(退職慰労金)

第18条 常勤臨時職員等が退職した場合、在職中の勤務成績が良好であつたと認められる者については、別に定める退職慰労金を支給することができる。

(安全、衛生及び災害補償)

第19条 常勤臨時職員等の安全、衛生及び災害補償については職員就業規則第58条から第64条までの規定を準用する。

附則 この規則は、平成28年8月1日から実施する。

2 平成31年3月27日一部改正

3 令和2年2月27日一部改正

臨時職員等就業規則 細則

平成 31 年 1 月 11 日会長決定

(福利厚生)

第 1 条 事業単位派遣員又は臨時嘱託職員で、年間の合計勤務日数が 125 日を超える見込みの者については、協会職員として各種公的社会保険を適用する。

(兼業制限規定の適用除外)

第 2 条 事業単位派遣員又は臨時嘱託職員で、年間の合計勤務日数が 200 日に至らないと見込める者については、兼業制限規定を適用しない。